

行政書士やまなし

No. 111

2024 August

Topic

令和6年度 定時総会および政治連盟定期大会 開催

注目 デジタルノマド「特定活動」の在留資格について ～加々美一雄先生～

重要 一般倫理研修の受講義務及び職務上請求書の取り扱いについて

撮影場所：山梨県甲府市「金櫻神社」 撮影者：クライム行政書士事務所 早田 敏



山梨県行政書士会



行政書士倫理綱領

- 行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。
- 一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
 - 二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
 - 三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
 - 四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
 - 五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会



上記の倫理綱領は、行政書士の使命と責務を内外に宣言し、かつ、自ら厳しく律して、信頼と品位の保持に遺憾のないよう努めるための指針です。

Contents

ご挨拶ー山梨県行政書士会 会長 有賀一雄	01
令和6年度定時総会および政治連盟定期大会開催	02
祝辞ー長崎幸太郎山梨県知事	04
祝辞ー日本行政書士会連合会 常住豊会長	05
祝辞ー日本行政書士政治連盟 井口由美子会長	07
令和6年度表彰者一覧	08
叙勲のお知らせ	10
日行連定時総会および日政連定期大会開催	11
県内各市町村と大規模災害時被災者支援協定を締結	12
会則の一部改正のあらましについて	15
東京会オンライン研修の提供開始について	16
一般倫理研修の受講について	18
職務上請求書を適正に使用するために	20
グローバル人材採用支援企画に協賛	21
デジタルノマド「特定活動」の在留資格の概説	22
運輸交通部「OSS業務体験研修会」参加報告	24
業務部「死後事務委任契約研修会」参加報告	25
農業委員に任命されました	26
事務局からのお知らせ	27
新入会員のご紹介・退会会員	28
編集後記	33

表紙写真

撮影者：クライム行政書士事務所
早田 敏
撮影場所：山梨県甲府市
「金櫻神社」

金櫻神社は山梨の代表的な景勝地である昇仙峡の北にあり、奥秩父連峰の金峰山を祀っている神社です。境内の入り口と休息所には多数の風鈴が飾り付けられており、風にそよぐ風鈴の音は涼しげで、夏の風情を感じます。

ご挨拶

山梨県行政書士会

会長 有賀 一雄

盛夏の候、関係各位には、ご清祥にてお過ごしのこととお慶びを申し上げます。また平素は、山梨県行政書士会の活動にご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

会員の皆様方のご協力を賜りまして、令和6年度の定時総会も無事に終了いたしました。本年度におきましても、事業計画案や予算案をはじめ、会則改正等を含む全ての議案にご承認をいただき、つつがなく本年度事業を執行できる運びとなりましたこと感謝申し上げますと存じます。本年度も私たち執行部は、「デジタル社会における確固たる職域の確立」を基本方針として、各事業に鋭意取り組んで参ります。

我が国は現在、「先進国」と呼べるかどうかの瀬戸際にあります。国民ひとり当たりの名目国内総生産は、先進7か国中で最下位であり、本年は世界で第38位に転落する見込みです。また、本年6月にスイスのビジネススクールIMDが発表した2024年の世界競争力ランキングにおいても、日本は世界の67カ国・地域中で、急激に順位を下げ、同じく38位となりました。このランキングにおいて特筆すべきは、アジアで日本より下位は3か国だけであり、タイ、インドネシア、マレーシアも本邦より上位であると聞けば、国家存亡の危機ともいえる一大事と実感していただけることでしょう。

経済をリードしていくのには、高いモチベーションで社会的課題に立ち向かうスタートアップ企業が必要ですが、いかなる国や地域においても新規にビジネスを始めるためには、制度をよく理解し、多くの書類作成や申請をこなさなければなりません。特に特定の業種では、さまざまな許認可が求められることも多く、その取得に多大な労力と時間を費やす必要も生じます。

私たち、行政書士は、この起業の準備から運営に至るまで、幅広い分野でサポートを提供できる我が国唯一の士業です。今後は、従来からの「豊かさを真に実感できるデジタル社会の実現」への積極的な貢献に加えて、わが国の国力を維持すべく、こうしたスタートアップ企業への先進的かつ能動的なサポートや、中小企業、小規模事業者等の発展的な事業承継にも果敢に挑んでいかなければなりません。

本会は、今年度も個々の会員が、確固たる職域を確保すると同時に本邦の国力維持に寄与し、誇りをもって活躍できるよう、組織の持てる力を全て結集して、行政書士制度のもと県民を支援する体制を整えて参る所存です。

加えて、私たちの今期の大きな目標は、「デジタル社会に機能する行政書士法の改正」です。これは、デジタル化が進展し社会構造が大きく変化する時代において、社会の要請に応え、国民、県民より常に必要とされる国家資格者として、時代に即した職責を目指していくものでございます。国会議員の先生方をはじめとする関係各位には、引き続き、ご理解、ご協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

最後に、残炎の折柄、皆様にはご自愛専一にご精励いただくとともに、引き続き本会の運営にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶に代えさせていただきます。

令和6年度 定時総会 および 政治連盟定期大会を開催

令和6年5月29日、ベルクラシック甲府にて令和6年度山梨県行政書士会定時総会および山梨県行政書士政治連盟定期大会が開催されました。

定時総会の議事では、市村愼吾議長の議事進行のもと、活発な質疑応答が行われつつ、全ての議案について原案どおり承認されました。

式典では、物故会員に対する黙とう、新入会員紹介、会長挨拶に続き、来賓の皆様よりご祝辞をいただき、受賞者の会員の皆様に表彰状の授与が行われました。式典後には交流会が行われ、多くの出席者の皆様が歓談を楽しんでいました。





祝 辞

山梨県知事 長 崎 幸太郎



本日令和6年度の山梨県行政書士会定時総会式典が、盛大に開催されますことを心からお祝い申し上げます。

行政書士の皆様におかれましては、日頃から、県政の円滑な推進に御理解、御協力をいただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

また、コロナ禍を契機に急速に進展した行政手続のデジタル化に対して、「頼れる街の法律家」として御対応いただいておりますことに重ねて感謝申し上げます。

さて、長く続きましたコロナ禍がひとまずの終息を迎え、日本を取り巻く世界の活動が再びの躍動期を迎えております。

コロナ禍による閉塞した状況の中でも、山梨県はポストコロナ、すなわち今と将来のために数多くの施策の種をまき、育てて参りました。

本年度は、県民生活強靱化元年として、可能な限り平常を維持できる社会をつくる「ふるさと強靱化」、県民全ての可能性に道を拓き、豊かさの元となる価値を創出する「開の国づくり」という基本方針のもと、積極果敢・自主独立の気概をもって、施策を前進させていく所存でございます。

こうした施策を着実に実行し、県民の皆様にも成果として還元していくためには、幅広い専門知識を持ち日頃から県民と接する機会が多い行政書士の皆様方への期待はより一層大きくなっていくものと思います。

皆様方におかれましては、ぜひ県行政の良き「パートナー」、県民と行政をつなぐ「架け橋」として、県民一人一人が安心して希望を持てるような山梨県を実現するために、更なる御支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びになりますが、有賀会長様をはじめ、会員の皆様の御健勝と御活躍を御期待申し上げますとともに、山梨県行政書士会のみまますの御発展を心から祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

祝 辞

日本行政書士会連合会
会長 常 住 豊



この度の令和六年度山梨県行政書士会定時総会並びに式典の開催にあたり、心よりお祝い申し上げます。

また、日頃より、有賀会長をはじめ山梨県行政書士会の会員の皆様には、日本行政書士会連合会の事業運営に多大なるご理解とご協力を賜り、この場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。

最初に、本年一月一日に発生した能登半島地震に際し、被災された全ての方々に心からお見舞い申し上げます。

日行連は発災後直ちに大規模災害対策本部を招集し、情報収集と対策の検討に当たりました。石川県行政書士会をはじめ被災地の単位会、総務省などと連携し、復旧・復興に向けた支援活動を展開しています。

現在も支援金・義援金の募集を継続しておりますので、引き続きご協力いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付け変更から一年が経ち、様々な催しや経済活動に活気が戻りました。このコロナ禍による社会の変化で大きなものは、我が国の社会のデジタル化が進む端緒になったことだろうと思います。

本年度の日行連においては、引き続き、この社会のデジタル化にしっかりと対応し、リードしていく存在になることを大きな目標として、事業を推進してまいります。

昨年六月に内閣が閣議決定した「デジタル社会の実現に向けた重点計画」においては、「デジタル社会の活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を目指すこととされており、これは我が国の将来像の基本となってゆくものと考えられます。

私たち行政書士は、行政手続き、権利義務・事実証明に関する業務を通して、社会との約束を果たす使命があります。デジタル社会が進む中、国民の皆様、事業者の皆様並びに各行政機関にとって行政書士制度がこれまでと変わらず重要な役割を担えるよう、「デジタル社会に機能する行政書士

法の改正」を力強く推進してまいります。

一方、このような社会の変化に私たち行政書士が対応し、信頼を得ていくためには、自発的な資質の維持向上が肝要です。

本年一月の理事会において、行政書士の職務に関する倫理と行為規範を明らかにするため、これまでの「行政書士倫理」に代わるものとして「行政書士職務基本規則」を制定し、四月一日から施行されました。

私たち行政書士は、教養を深め、法令並びに実務に精通するよう研鑽に努めるとともに、たえず人格の向上を図り、行政書士としての品位を保持しなければなりません。

加えて、デジタル社会においても行政書士が国民と行政の橋渡しとしての役割を担っていくためには、私たち行政書士一人ひとりがデジタル分野に関する知見を深める努力が大切です。

昨年度から五年に一度の受講が義務化された一般倫理研修に加え、関連する研修を積極的に受講していただくなど、行政書士全体の更なる資質の向上にご協力をお願いいたします。

また、デジタル化に対応する取組みとして進めている新たな行政書士会員管理システムについては、本年三月からテストを開始しています。引き続き、登録関係事務を中心とした業務の効率化を実現するため、順次オンライン化に対応してまいります。

そして、行政書士業務におけるオンライン申請時にシステム上で行政書士資格の証明が行えるよう、デジタル庁が開発する「国家資格等情報連携・活用システム」との資格情報の連携に向け、環境整備も進めてまいります。

これからも単位会並びに会員の皆様の負担軽減を図りつつ、行政書士業界全体のデジタル化、その先にあるデジタルトランスフォーメーションを推進してまいります。

五万人を超える行政書士は、各地域に密着し、国民に寄り添う街の法律家です。

複雑多様化する社会にあって、行政書士に対する期待は、より一層高まるものと確信しております。行政書士法に定められた制度の目的を不断に果たすべく、どうぞ皆様方におかれましては、引き続きご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びとなりますが、山梨県行政書士会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝を祈念いたしまして、お祝いのご挨拶とさせていただきます。

祝 辞

日本行政書士政治連盟
会長 井口由美子



本日、ここに令和6年度山梨県行政書士政治連盟の定期大会並びに山梨県行政書士会の定時総会が開催されますこと、誠におめでとうございます。

また、平素は本連盟の活動にご理解ご協力を賜るとともに、地元議員の皆様との信頼関係の構築にご尽力いただいておりますことに、心から感謝申し上げます。

さて、昨年6月に、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定され、「誰一人取り残されないデジタル社会」、つまり国民誰もが、日常的にデジタル化の恩恵を享受できる環境を整備することが必要であり、豊かさを真に実感できるデジタル社会の実現こそが肝要であるとされました。

ここで掲げられている、「誰一人取り残されないデジタル社会の実現」の一翼を担うのが、まさに国民に寄り添い、国民の権利利益の実現のために深く関わる私たち行政書士であります。デジタルデバイドを抱えた国民であれば、猶更私たち行政書士がそのデバイドを本人に代わって解消していくなど、行政書士がデジタル社会においても資格者代理人として重要な役割を果たすことを確たるものにすべく、令和元年の法改正以降今日まで、本連盟は日行連とともに次なる行政書士法の改正に取り組み、そのスローガンを「デジタル社会に機能するための行政書士」と掲げ、各党議員連盟並びに議員懇話会の皆様の協力をいただくべく、関係省庁との協議を重ね、他士業にもご理解をいただくよう、方針を組み立てており、これが具体的な形に整いましたら、あらためて各党議員連盟並びに議員懇話会の総会の開催をお願いすることを予定しております。会員の皆様にも法改正について、具体的にお示しできる時になりましたら、機を逃さずにお伝えしたいと考えております。

何としてもこの度の法改正を成し遂げるべく、日々活動を行っているところであり、この法改正の実現が、「豊かさを真に実感できるデジタル社会の実現」へ貢献できるものと確信しております。

結びになりますが、引き続き山梨県支部の皆様には、本連盟の活動へのご理解ご協力をお願い申し上げますとともに、山梨県支部の今後益々のご発展と本日ここにご参集されました皆様のご健勝とご活躍を祈念申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。

令和6年度 表彰者一覧

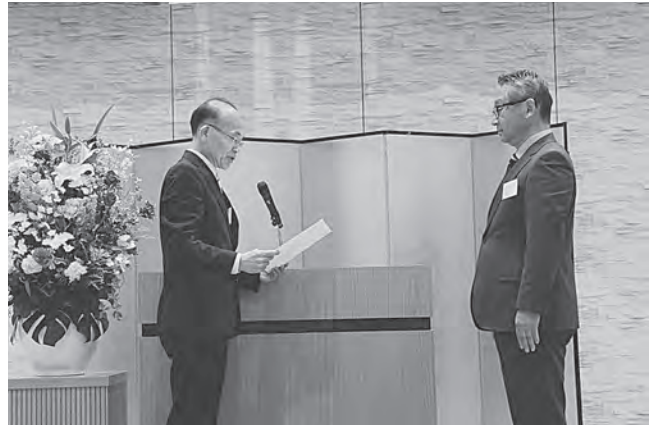
表 彰	氏 名 (敬称略)	受賞年月日	備 考
日本行政書士会連合会会長表彰	丹 澤 正 輝	令和6年6月19日	第3条第4号
	山 岸 啓		第3条第3号
日本行政書士政治連盟 会長表彰・感謝状	岡 伸	令和6年5月29日	第3条第1項第2号
	山 岸 啓		第3条第2項
関東地方協議会会長表彰	權 正 政 彦	令和6年5月29日	第3条第2号
	鈴 木 徳 明		第3条第2号
	廣 瀬 良 太		第3条第2号
	加々美 一 雄		第3条第2号
山梨県行政書士会会長表彰	鹿 野 成 美	令和6年5月29日	峡西南支部
	宿 澤 真由美		峡東支部
	小 俣 孝 一		甲府南支部



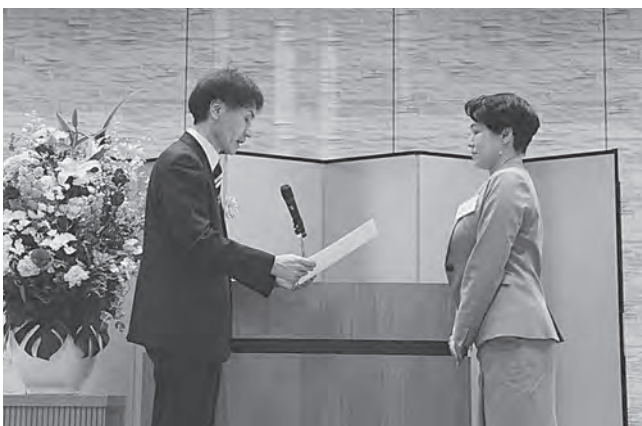
日本行政書士会連合会会長表彰



日本行政書士政治連盟会長表彰・感謝状



関東地方協議会会長表彰



山梨県行政書士会会長表彰

叙勲のお知らせ

山梨県行政書士会の会員 3 名が叙勲の栄に浴されましたので、お知らせいたします。

令和 5 年度秋

瑞宝双光章

林 洋 希 先生

(甲府南支部)



令和 5 年度秋

瑞宝单光章

野 澤 俊 雄 先生

(甲府北支部)

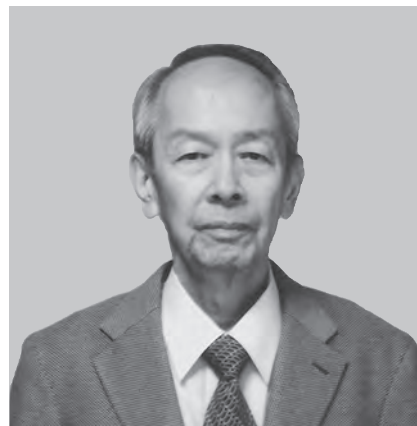


令和 6 年度春

瑞宝单光章

鈴 木 徳 明 先生

(甲府北支部)



日本行政書士会連合会定時総会・日本行政書士政治連盟定期大会開催

令和6年6月19日・20日の2日間の日程で、日本行政書士会連合会（日行連）令和6年度定時総会及び日本行政書士政治連盟（日政連）第44回定期大会が、東京都千代田区の東京會館にて開催されました。同所は100年以上の歴史を有し、近年建て替えられた三代目本館は、重厚感や伝統美を生かしながら、バリアフリー化、外光・LEDの活用、植物をモチーフとした装飾など、サステナビリティを意識した建築で、総会開催に相応しい会場となりました。

山梨会からは、日行連常任理事・日政連常任幹事有賀一雄会長、代議員として羽田淳一副会長及び丹澤仁副会長が出席しました。

定時総会・定期大会ともに、「建設的な意見交換の場に」という共通認識のもと、熱のこもった場面もありつつ、議事は円滑に進行し、全議案が可決承認されました。

また期間中、「総務大臣表彰」及び「日行連会長表彰」表彰状授与式と、懇親会も開催されました。本年も会員入場の際には、手荷物検査による安全確保が実施されています。懇親会には松本剛明総務大臣、セルギー・コルスンスキー駐日ウクライナ特命全権大使ら、多数の来賓が来場されました。堀内詔子元国務大臣をはじめ、山梨会顧問の国会議員関係者もご多忙のところ来場されました。



定時総会の様子



日行連常住豊会長による挨拶（定時総会）



懇親会では当会顧問堀内詔子元国務大臣より祝辞を賜りました

県内各市町村と大規模災害時被災者支援協定を締結

観光立町・富士河口湖町と外国人観光客にも配慮した災害時被災者支援協定を締結

令和6年2月13日に山梨会は、富士河口湖町と大規模災害時被災者支援協定を締結しました。本協定では、同町における大規模災害発生時に、同町の要請によって当会の所属の行政書士が、被災者向け相談業務や罹災証明申請書の作成・申請代行、外国人観光客のビザ（査証）に関する相談や手続の支援などを行うこととしています。

同町は、富士山の北麓に位置し、緑豊かな自然や山々に恵まれた国内有数の観光地です。昨今のインバウンドブームにより、外国人宿泊客述べ人数は、コロナ禍前の年間69万人への回復基調にあります。その一方で、同町は自然災害が発生しやすい地理的条件下にあり、その昔から土石流大災害や台風の暴雨による湖の増水などの被害に見舞われており、その都度防災対策の充実強化が求められてきました。

締結式で渡辺英之富士河口湖町長は、「町外からの電話やインターネットでの相談の対応と外国人観光客のビザに関する支援の2点を盛り込んだのは県内でも初の事例だと認識している。観光立町である当町にとって非常に心強い後ろ盾をいただいた」と述べ、有賀一雄会長は、「被災した外国人観光客のオーバーステイを防ぐことは非常に大切。町との連携をより深めて、行政手続の専門家の立場から被災者支援に対する研鑽を積んでいきたい」と話しました。

今後も当会は、最悪の事態に備えて、それぞれの市町村の特性にかなった貢献ができるよう、体制を構築していきます。



日本で最も美しい村「早川町」と大規模災害時における被災者支援協定を締結

令和6年2月20日に山梨会は、早川町と大規模災害時における被災者支援を目的とする協定を締結しました。本協定では、町の要請を受けて、当会の行政書士が被災者向けの相談業務や罹災証明申請書の作成・申請代行などの支援を行うこととしています。同町は、山梨県内の最西端、静岡県との県境に位置し、町土の96%を森林が占める「日本で最も人口が少ない町」として知られています。同町は、県内の市町村で唯一国道が通っておらず、町への往来は1本の県道のみですが、大雨や大雪で当道が閉鎖されても一定期間は自前で生活できる知恵と備えのある、奥深さゆえの独自の文化が形成されています。同町の経験知に当会の現代的通信手段を用いた支援を重ねることによって、より強固な防災対策が可能になりました。

締結式で辻一幸町長は、「私が町長になってから44年間、災害の犠牲者は一人もいなかったが、昨今の状況も考えると、災害対策には更に重点を置くことが必要だ。地方自治と住民を守るために御支援いただきたい」と述べ、有賀一雄会長は「早川町には現在、当会所属の行政書士がいないので、face-to-faceでの支援は手薄であり、距離的な問題を解決することも急務だ。本協定をきっかけにして実行性のある支援をしていきたい」と話しました。

今後も当会は、万が一の事態に対して迅速かつ適確な支援を行えるよう、各市町村との連携を密にした支援体制を構築していきます。



全国有数の別荘地鳴沢村と大規模災害時における被災者支援協定を締結

富士山北麓の高原に位置する鳴沢村は、全国有数の別荘地として知られており、都心から90分程の場所にあるため、夏の観光シーズンには村の人口を超える大勢の方が同村に滞在し、富士山周辺の豊かな自然を満喫しています。令和6年2月26日に山梨会は、この鳴沢村と大規模災害時における被災者支援を目的とする協定を締結しました。本協定では、同村の要請により当会の行政書士が、被災者向け相談業務、罹災証明申請書の作成・申請代行などの支援を行うことが掲げられています。

締結式で小林茂澄村長は、「鳴沢村はこれまで大きな災害の被害を受けていないが、今後予想される富士山の噴火、南海トラフ地震等の災害に備え、対策を推進していかなければならない」と述べ、有賀一雄会長は「鳴沢村は別荘地のため定住していない方も多く、そういった方々が財産を適正に管理し、保護することについても、行政書士として支援していきたい。引き続き、地域に合った支援ができるよう研鑽を積んでいく必要がある」と話しました。また、当会顧問の堀内詔子衆議院議員も駆けつけ、「本協定が締結できたことは、富士山に近い地域であり、災害の不安を感じる住民の安心・安全につながると考えている。加えて、行政書士には、村内に別荘を持つ二地域居住者等への災害時支援も期待している」との言葉がありました。

今後も当会は、地域の事情にも配慮した災害時の支援体制の構築に取り組んでまいります。

〔「日本行政」No.617、No.618、No.619 掲載〕



会則の一部改正のあらましについて

法規監察部

令和6年5月29日開会の定時総会で可決した山梨県行政書士会会則の一部を改正する会則（令和6年山梨県行政書士会会則第1号）による会則の変更について、行政書士法第16条の2の規定により6月24日付けで山梨県知事に申請したところ、6月28日付けで申請のとおり認可され、この日から施行しました。

改正会則のあらまきは、次のとおりです。

第1 総会の議事録（第39条）

総会の議事録に「署名押印しなければならない」としていたものを、「署名若しくは記名押印し、又は電子署名を行う」と改めたこと。

第2 理事会の議事録（第45条）

理事会の議事録に「署名押印しなければならない」としていたものを、「署名若しくは記名押印し、又は電子署名を行う」と改めたこと。

第3 予算の執行（第59条）

会長は支出予算については、「各款項に定めるほかにこれを使用してはならない」としていたものを、「大科目及び中科目に定めるほかにこれを使用してはならない」と改め、その例外規定については規則に委任したこと。

第4 決算報告（第61条）

「決算報告書」を「決算書類」に改めたこと。

第5 電子情報処理組織の使用（第63条）

電子情報処理組織（本会が使用する電子計算機（コンピュータ等）と他者が使用する電子計算機とを電気通信回線（インターネット等）で接続したもの）を使用できる会則上の行為として、総会の議事録及び理事会の議事録の作成を追加したこと。

第6 別表

別表に規定された入会金の額を15万円から20万円に改めたこと。

第7 施行日

この改正会則は、山梨県知事の許可の日（令和6年6月28日）から施行するとしたこと。

なお、改正後の会則の全文等については、本会のホームページ中、「会員ページ」の「法規監察部」及び「行政書士関係法規」をクリックしてお確かめください。

東京会オンライン研修の提供開始について

東京都行政書士会との「山梨県行政書士会と東京都行政書士会との有償による著作物利用許諾に関する協定書」締結により、山梨会会員が東京会制作のオンライン研修の一部（業務関連研修）を利用できるようになりました。

毎年のように作り直しが行われる東京会のオンライン研修は最新の情報が反映され、詳細な説明で分かりやすい内容に仕上げられているため、新入会員や新たな業務の開始を検討している会員が基本知識を習得する上での効果が期待できます。また、オンデマンド方式のオンライン研修は時間と場所を問わず視聴が可能のため、利便性にも優れています。

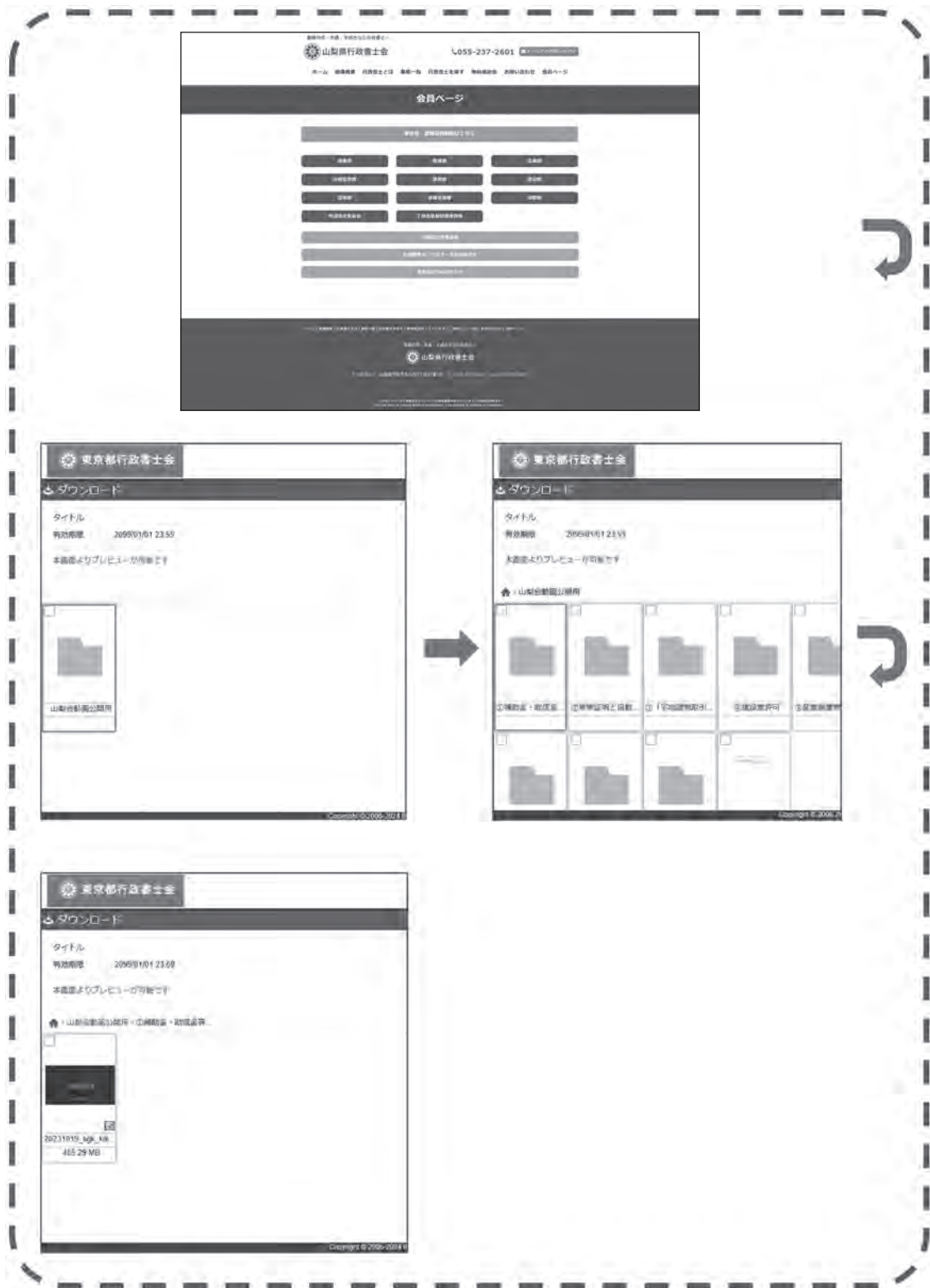
山梨県行政書士会ホームページ内の会員ページにおいて計 13 講座を公開いたします。講座内容及び視聴方法は以下のとおりです。

<講座内容>

- 1 【企画開発部】補助金・助成金等申請業務
- 2 【運輸交通部】車庫証明と自動車登録
- 3 【建設宅建環境部】「宅地建物取引業免許」申請業務
- 4 【建設宅建環境部】建設業許可
- 5 【建設宅建環境部】産業廃棄物処理業許可業務
- 6 【生活安全・保健衛生部】稼げるインバウンドビジネス許可入門
- 7 【知的財産・経営会計部】記帳会計について
- 8 【知的財産・経営会計部】会社設立について
- 9 【国際部】入管業務～入門編～身分関係
- 10 【国際部】就労系在留資格
- 11 【市民法務部】相続業務～相談から実務までの注意点
- 12 【市民法務部】遺言研修
- 13 【市民法務部】具体的な業務にまつわる業際問題

<視聴方法>

- 1 山梨県行政書士会HPの会員ページにアクセス
- 2 「東京会業務研修動画はこちら」をクリック
- 3 「山梨会動画公開用」フォルダをダブルクリック
- 4 視聴する動画のフォルダをダブルクリック
- 5 動画のサムネイルをダブルクリック
- 6 画面上の「再生ボタン」をクリックし視聴開始



<備 考>

- ※ 動画のダウンロードは出来ません
- ※ 山梨会会員以外の者への動画URLの共有やSNS等への転載は固く禁じます
- ※ 最下部のフォルダ（【レジュメダウンロード】研修用資料）からは、研修資料のダウンロードが可能です
会員の皆様の積極的な活用をよろしくお願ひします。

一般倫理研修の受講について

令和4年8月31日付けで日本行政書士会連合会会則の改正が認可されたことに伴い、令和5年8月31日から、全会員に5年に一度の一般倫理研修の受講が義務化されました。

当該研修の受講方法等については、以下を御参考の上、御受講いただきますようよろしくお願いいたします。
※当該研修が公開された令和5年3月15日以降に御受講いただいた方は、次回期限（以下「3.（参考）」を参照）まで再度の受講の必要はありません。

1. 概要

令和3年の職務上請求書の不正使用による事件を契機として、再発防止を徹底するため、国家資格者たる行政書士の素養の一つとして必要な倫理について、それを養い維持するための研修の受講を“義務”とする会則改正がなされました（日本行政書士会連合会会則第62条の2第3項）。倫理研修の実施のために必要な事項は、日本行政書士会連合会倫理研修規則により定められました（令和5年8月31日施行）。

2. 研修科目

①行政書士法及び関係法令 ②人権 ③職業倫理 ④職務上請求書の適正使用

3. 受講期限（初回）

登録月の翌月初日から起算して3か月以内

※令和5年8月31日以降新規に登録を受けた者

例：令和6年4月2日に登録した者⇒令和6年7月31日まで

（参考）

2回目以降修了日の5年後の日が属する年度の3月31日（当該年度内に受講、修了すること。）

例：令和6年7月1日に修了した場合⇒令和12年3月31日

4. 受講方法

① 中央研修所研修サイトにアクセス

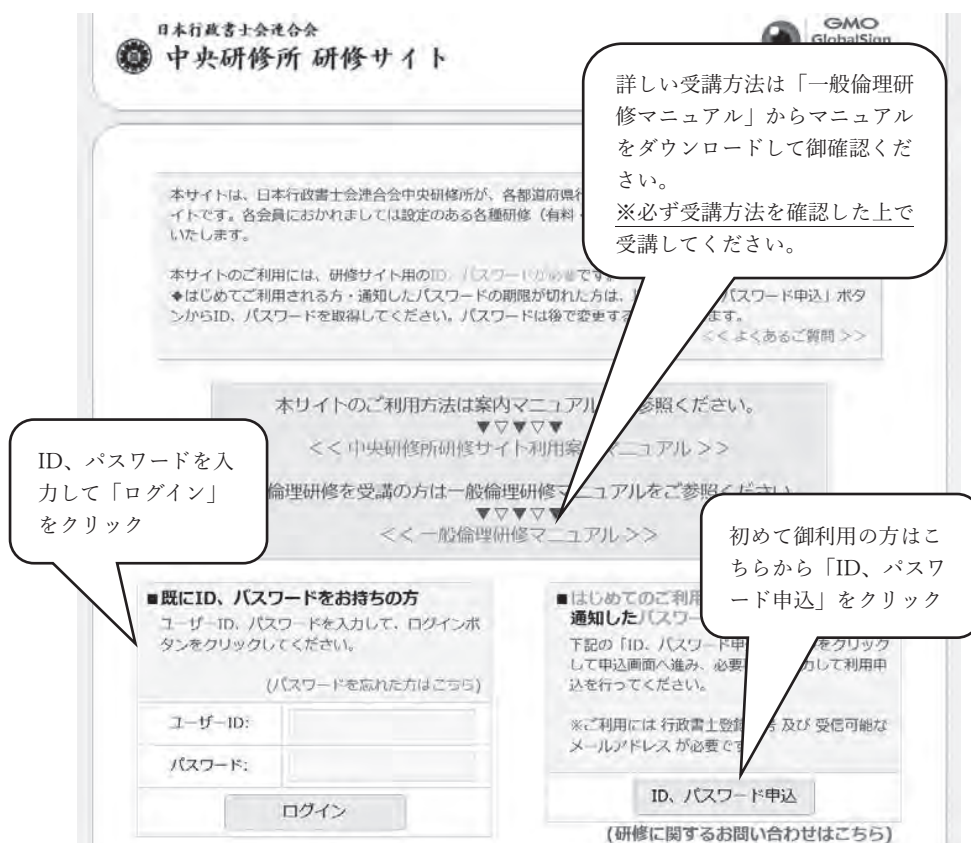
日本行政書士会連合会のホームページ（<https://www.gyosei.or.jp/>）にアクセスし、右上の「研修サイト」をクリック。



② 中央研修所研修サイトにログインして研修受講

中央研修所研修サイト用のID、パスワード（初回ログイン時には、申込フォームからの申込みが必要です。）を入力して中央研修所研修サイトにログインし、「講座一覧」>「義務研修」>「一般倫理研修」から一般倫理研修を受講（3時間程度）

※最後に受講確認のためのテストがあります。詳しくは中央研修所研修サイト内の説明やマニュアルを御確認ください。



③ 受講完了後、修了証を発行

全ての講座を視聴し、テスト合格後に表示される「修了証発行」ボタンをクリックして研修は修了となります。職務上請求書を購入する際に一般倫理研修の修了証が必要となりますので、職務上請求書を購入予定の方は「修了証発行」ボタンをクリックした際に表示される修了証の印刷又はダウンロードをお願いいたします。なお、職務上請求書の購入予定がない方も「修了証発行」ボタンをクリックしないと修了日が確定せず、受講が完了しませんので、必ず「修了証発行」ボタンをクリックしてください。

(参考) 一般倫理研修の受講について

日本行政書士会連合会ホームページ（お知らせ）

URL:<https://www.gyosei.or.jp/news/20240329>

職務上請求書を適正に使用するために

職務上請求書の使用については、行政書士としての職業倫理に基づき、全国統一の指導指針により厳格で適正な取扱いが求められています。

行政書士による職務上請求書の不正使用事件を受け、日行連を中心に全国的に再発防止への取り組みを強化しています。①全会員の倫理研修の受講義務化、②組織的な指導・管理態勢の構築、③払い出し時の確認作業の厳格化、④不正使用者への罰則の強化が4つの柱となっています。

会員の皆様におかれましては、国民からの信頼に応えることが責務である国家資格者として、職務上請求書を常に適正に使用していくことが必要となります。

人権の擁護や個人情報保護の観点からもその使用には極めて注意が必要であることにつき再確認ください。不正が疑われる依頼に応じること、不適切に使用することは、決してあってはなりません。

日行連「職務上請求書取扱説明書」について

日行連の会員サイト連 con で、「職務上請求書取扱説明書」が提供されています。「職務上請求書取扱説明書」では、適正使用のための3原則に基づき、職務上請求書の具体的な記載例などが掲載されています。職務上請求書の使用時には、常に取扱説明書を確認してください。

■「職務上請求書取扱説明書」入手方法

- ① 日行連会員サイト「連 con」にログイン
- ② 右上にある検索ボックスに「職務上請求書取扱説明書」と入力し、検索
- ③ 検索結果から「職務上請求書取扱説明書について」をクリック
- ④ 「職務上請求書取扱説明書」のリンクから PDF ファイルをダウンロード

記載時に注意・確認が必要な例

【請求の種類】

- ・職務上請求書に記載のない書類を請求しようとしていないか

【業務内容】

- ・作成する書類の名称を記載しているか
- ・行政書士の職務ではないものを記載していないか（不動産登記、法定後見申立、相続税の申告など）
- ・請求する書類が必要となる具体的な理由を詳細に記載しているか

【提出先】

- ・他士業者を記載していないか

【請求者】

- ・請求書控えにも職印を押しているか

※詳細は、「職務上請求書取扱説明書」で確認してください。

山梨県内最大級のグローバル人材採用支援企画に協賛

令和6年2月21日に、山梨日日新聞社による企業の採用担当者対象のセミナーが開催され、「グローバル時代における外国人材の活用推進」と題したパネルディスカッションにて、山梨会申請取次行政書士管理委員長である加々美一雄理事がパネリストとして登壇し、外国人材活用のポイントについてセッションを行いました。就労あっせんブローカー等を介しての不法就労や、就業許可外の業務に従事させることの危険性などを例に、専門家である行政書士に頼むメリットや注意点について解説し、実際に外国人を雇用している企業の方々と優秀な外国人材確保のヒントについて意見を交わしました。

また、4月20日には、外国人留学生対象の合同就職説明会「JOB NAVI YAMANASHI」が開催され、ビザ相談コーナーにて、山梨会の市川雄資国際部部長、高石晃仁国際部部員が、在留資格に関する相談に応じました。日本で学ぶ外国人留学生は増加傾向にあり、卒業後も日本で就職を希望する参加留学生から、在留資格の要件の確認や、手続きに関する相談が寄せられました。さらに、外国人労働者の雇用増加に伴い変化する在留資格の運用に関して、参加企業の方々と意見を交わしました。なかでも、特定技能2号の現状と今後の展望についての活発な議論が展開され、関心の高さがうかがえました。



デジタルノマド「特定活動」の在留資格の概説

東部・富士五湖支部長 加々美 一 雄



1. はじめに

令和6年3月31日、デジタルノマドのための在留資格「特定活動」53号並びにその配偶者及び子のための54号を追加する改正特定活動告示が施行されました。^{*1}

デジタルノマドとは、「IT技術を活用し、場所に縛られず（国内外を問わず）、「ノマド（遊牧民）」のように旅をしながら仕事をする人達のこと」^{*2}であり、「国際的なリモートワーカー」とも呼ばれます。

世界54カ国・地域以上でデジタルノマドを受け入れるビザあるいはそれに類する制度が創設されています（令和5年2月時点）^{*3}。

デジタルノマドとして活動している職業としては、フリーランスのプログラマー、マーケター、コンサルタントや、会社の経営者などが想定されます。

2. デジタルノマド「特定活動」の在留資格

デジタルノマド「特定活動」の在留資格を取得するための要件は4つです。以下、デジタルノマド本人の申請について解説します。家族の帯同については出入国在留管理庁のホームページをご参照ください^{*4}。

- ① 滞在期間要件（デジタルノマドの「特定活動」で滞在する期間が1年のうち6か月を超えないこと）
- ② 国籍要件（査証免除対象である国・地域かつ租税条約締結国・地域等のうち、別表第十四に掲げる国籍者等であること^{*5}）
- ③ 年収要件（申請の時点で年収が1,000万円以上であること）
- ④ 保険加入要件（民間医療保険に加入していること）

その他、在留期間は「6月」が指定されますが、「中長期在留者」から除外されており、在留カードは交付されません。また、住民票が作成されず、国民健康保険の加入対象とはなりません。配偶者と子の帯同は可能です。

3. 申請手続き

在留手続きとしては、在留資格認定証明書（COE）交付申請を行うか、在外公館で直接査証申請をすることになります。ただし、COE交付申請では代理人が定められておらず、デジタルノマド本人が「短期滞在」等で日本に滞在中に申請することになります。また、現状ではCOE交付申請の結果に数ヶ月の時間がかかっていることから、在外公館で直接査証申請するのが現実的です（COEの添付は任意となります。）。

4. おわりに

今回の制度化にあたっては、ご縁があって筆者も制度案の作成と国への提言に携わりました^{*6}。申請実務やその法令を知る行政書士が国のルールメイキングに関わる実益は大きく、行政書士が社会変革のニーズに関与する機会は社会のあらゆるところにあると実感しました。行政書士としての活動のひとつとして会員の皆様のご参考になれば幸いです。

- *1 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件
(平成二年五月二十四日法務省告示第百三十一号)
- *2 株式会社 JTБ 総合研究所 <https://www.tourism.jp/tourism-database/glossary/digital-nomad/>
- *3 デジタルノマド & ワークेशनラボ「世界のデジタルノマドビザの今(上)」
https://digitalnomad-workation.com/blog/global-digital-nomad-visas_01
- *4 入管庁「在留資格「特定活動」(デジタルノマド(国際的なリモートワーク等を目的として本邦に滞在する者)及びその配偶者・子)」 https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/designatedactivities10_00001.html
- *5 対象国・地域一覧 <https://www.moj.go.jp/isa/content/001416527.pdf>
- *6 旅行新聞「デジタルノマド呼び込みに向け制度整備を 自民党ワーケ議連第4回総会」
<https://www.ryoko-net.co.jp/?p=118477>



OSS 業務体験研修会参加報告

令和6年6月19日、運輸交通部による OSS 業務体験研修会が開催されました。林運輸交通部長からは、「本研修会は初めての開催となる。山梨県は平成31年度から OSS 業務の運用が始まったが、運輸交通部内の調査研究、山梨支局との連携などで、会員への研修機会がなかった。昨年運輸交通部を担当することとなり、山梨支局長と面談の際、OSS 業務の話題になったことが開催のきっかけとなった」とのことです。

研修会では、まず国土交通省の担当者より OSS の概要、利用現状、OSS の利用による申請の効率化等について説明いただきました。続いて、公益財団法人自動車情報利活用促進協会の担当者より、OSS による申請の電子化、申請システム（AINAS）の利用方法を説明いただき、参加者は各机に配置された PC を使って操作体験を行いました。操作体験では、車検証の情報を入力して登録したり、車検証の QR コードを読み取って車検証の情報を自動で取り込んだりする作業を行い、紙媒体での作業と比べて作業の効率化が図れ、情報も管理しやすくなると感じました。

林運輸交通部長は、「いかにして自動車業界（登録部門）における OSS 業務を行政書士業務として位置づけ、その地位を確立し、県民のニーズに応えられるか。関係機関団体との調整など、きめ細かな対応が当面の課題となる。今回の研修会を通じて、皆様が OSS 業務に関心を持ち、OSS 業務を始めるきっかけになれば」と今後の課題や期待を話しました。



死後事務委任契約研修会参加報告

業務部による死後事務委任契約の研修会が令和6年5月22日、6月12日、7月17日の計3回にわたって開催されました。

本研修は座学に加え、グループに分かれて話し合い、テーマを決めて、調査・発表するグループワーク形式で行われました。

高石業務部長は、「ここ数年では、死後事務委任の研修はなく、グループワーク形式の研修も、入会后7年間は初めて」とのことで、貴重な機会となりました。

本研修の開催の経緯は「通常の教室型研修に代わり、グループワーク形式を検討してきた。本研修が、どのように調べ、発表するかを学ぶ場となるうえ、コロナ禍で交流の機会が少なくなったため、コロナ明けの今、グループ学習を通して仲間づくりを促進する意義もあった。死後事務委任をテーマにしたのは、高齢社会、単身世帯の増加に伴い需要が高まるなか、問題が多岐にわたるため、細かなテーマ設定ができる」と考え、開催されたということです。

また、研修を実施しての所感として「第2回目にグループ分け、第3回目に発表を行ったが、この間に良く調べ、充実した発表が出来た。今回は交流の場としての意義から、コロナ禍の時に入会した方など、会員歴の浅い方を優先とした。今後も希望があれば、グループワーク研修を検討したい」とのことでした。

今回の研修を通じて、死後事務委任契約の様々な論点やテーマに触れるとともに、グループメンバーとの交流も図れ、有意義な研修となりました。



農業委員に任命されました

農地部副部長 野澤 洋子

私は、第25期甲府市農業委員会の農業委員選考に山梨県行政書士会の推薦を受け、昨年7月末に甲府市農業委員に中立委員として任命されましたので報告致します。

中立委員とは、平成28年改正農業委員会法により各農業委員会の農業委員選定には「農業者以外の者で、中立な立場で公正な判断をすることができるものを1人以上入れる」とされたことにより選考された者で、一般農業委員と同じく任期は3年で、非常勤の特別職地方公務員になります。

中立委員の業務は、各農業委員会により異なるようですが、甲府市では一般農業委員と同じく担当町を受け持ち、毎月1回開催される総会に出席し農地の権利移動、転用許可の審議を行い、担当地区の申請では現地調査を行います。担当町の開発行為では農業委員として同意を求められます。その他に農地利用状況調査や農地利用最適化に向けた推進活動等があります。また今期課題は令和7年3月末迄に地域農業の将来図である「地域計画（目標地図＋マスタープラン）」により「守るべき農地」を策定することで、目下協議中です。

農地取得の下限面積要件が撤廃され10年後も続く耕作地確保のため各市町村で新規就農者への支援を拡充しています。右は甲府市のものですが、ご興味のある方おられましたら、それぞれの地域にてまずは小さな面積から『半農半X』を目指し耕作してみませんか。

大任ですが地域農業振興のため精進してまいります。

半農半X

仕事を続けながら新たに農業に取り組む“半農半X”。
甲府市では、大切な“農業者”と位置付け応援します。

相談窓口
半農半Xに関する様々な相談に対応します。
それぞれの実情、ご希望に合わせ、きめ細やかなサポートを行います。

栽培技術指導
農業が未経験の方でも、安心して農業にチャレンジできるように、農産物の栽培技術の指導を行います。

農業用機械の貸し出し
草刈り機、耕うん機、肥料散布機、田植機などの農機具の貸し出しを行い、農業を始める際に行い、農業を始める際に必要となる経費の負担を軽減します。

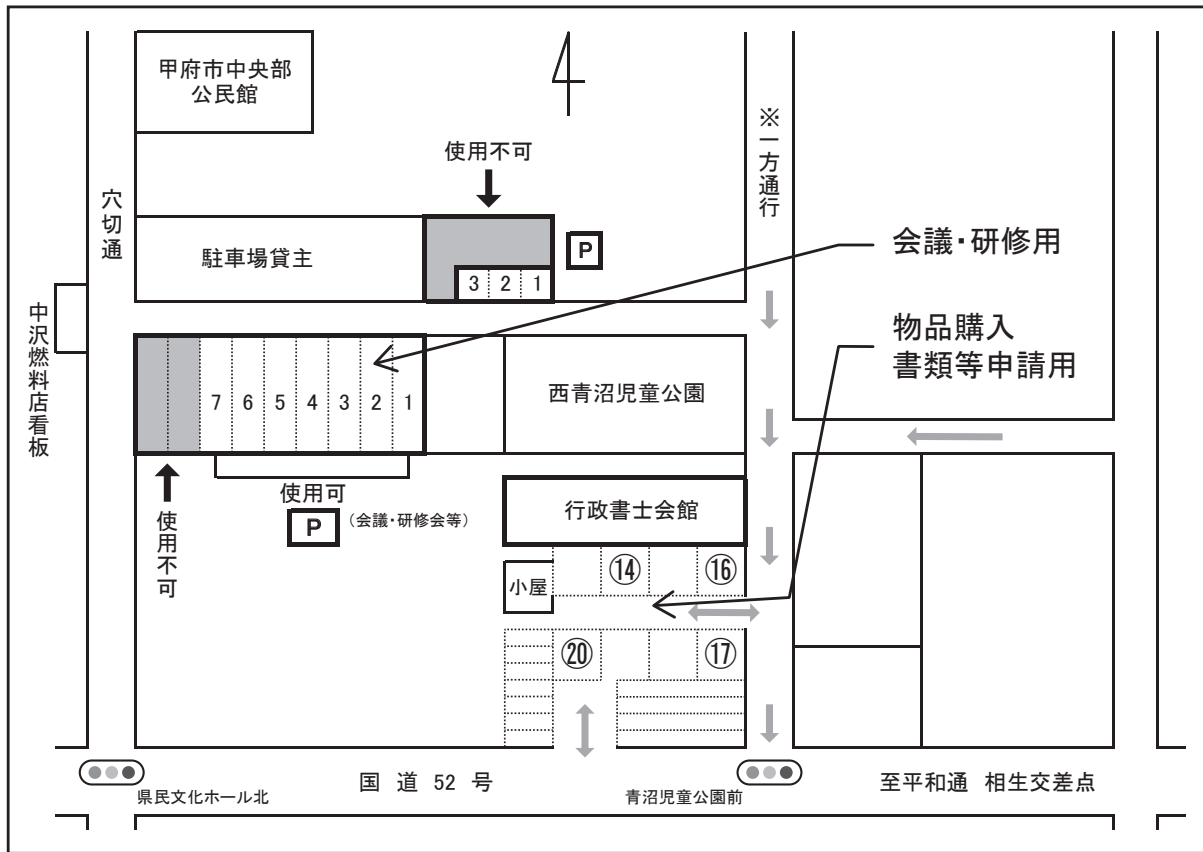
半農半X応援相談窓口
甲府市農業センター TEL 055-241-5616
(平日8:30~17:15)

事務局からのお知らせ

行政書士会館 駐車場について

物品購入等で**短時間使用**する際は会館隣接駐車場の「書士会」の名札が掲げられている**14番、16番、17番、20番**の駐車区画を御利用ください。

なお、**会議、研修会出席の用務**の際は、引き続き小林ビル前駐車場（14台分）及び同ビル東駐車場（3台分）を、駐車票をフロントガラス内に掲出し御利用ください。



事務局執務時間

平日 **午前 9 時～正午**
午後 1 時～午後 5 時

この内、証紙、物品等の購入、申請等手続は

平日 **午前 9 時 30 分～正午**
午後 1 時～午後 4 時 までに来局ください。



証明事務については、役員の決裁を必要とするため即日交付ができません。余裕をもって御来局ください。

新入会員のご紹介 *New Face*

令和6年6月30日現在
会員数 **374名** 法人会員 **5団体**



堀内 義広

東部・富士五湖支部
令和5年9月1日入会

▶事務所名
堀内義広行政事務所

好きな食べ物・飲物：うどんと水（軟水）
 (理由・説明)：吉田の鯉鮓は、こしがありその訳は世界遺産に認定された富士山に積もった雪が100年以上かけ地下1000メートル（成分バナジウム火山礫）から層を通り抜け湧き流れ出る富士北麓に解け水として出る伏流水にあります。その湧き出る水でうどんを打つことにより少し硬めになり吉田の美味しい鯉鮓となります。

好きな音楽・アーティスト：ボニー M
 (理由・説明)：1970年（昭和45年）はディスコブームでしたので仕事が終われば近くの夜間飛行（遊戯場）に踊りに行きました。

好きな映画・本：モーセの十戒、ベン・ハー、ノアの約束箱船
 (理由・説明)：西洋映画が迫力があるため最高に刺激されます。

好きな動物：犬
 (理由・説明)：人は、お互いの言い分があり争い文句も沢山言いますが、犬は、飼い主に忠実であり家の留守番もし危険人物がいれば夜も朝も関係なく吠え続けます。

趣味：昔の古銭
 (理由・説明)：古銭をみると当時の文化、生活が等を知ることができるのでとても面白い。

コメント
 私は、当時では、まれで珍しい国際結婚をし公務員生活51年と長くこれからの少子化高齢化の中で日本には、他国の外国のお客様が来日され日本の文化を学ばれると思われれます。そのため、入管法を勉強し色々な国の方の人の御手伝いをさせていただきたい。先日、ビザの継続を2ヶ月を忘れてオーバーステイで困っている外国人に会いました。このような方のためにも、何かできればと思いました。



亀井 好延

東部・富士五湖支部
令和6年2月1日入会

▶事務所名
亀井好延行政書士事務所

好きな食べ物・飲物：スイカ、桃
 (理由・説明)：水分が多くミネラルが豊富なので好きです。

好きな音楽・アーティスト：演歌・石原裕次郎
 (理由・説明)：カラオケで歌えるのと、自然体で歌え、楽しめ、皆と一緒にコミュニケーションを図れるので好きです。

好きな映画・本：銀行題材の映画・吉川英二の宮本武蔵
 (理由・説明)：生き方の理想の為。

好きな動物：鳥
 (理由・説明)：自由に飛びたい。
趣味：サッカー・野球
 (理由・説明)：中高大、社会人で楽しんでいたため。
座右の銘・好きな言葉：半労半学
 (理由・説明)：勤労青年でしたので、働き学ぶがモットーです。

コメント
 前職は銀行員。
 興味のある業務 1. 相続 2. 会社設立代行 3. 生活全般のコンサルタント 4. 不動産関連（宅建士資格活用と融資業務の経験から）。
 明るい未来創生事務所内（地域の未来創生に貢献したい）。



瀧森 義則

東部・富士五湖支部
令和6年3月15日入会

▶事務所名
瀧森行政書士事務所

好きな食べ物・飲物：魚介類全般・日本酒
 (理由・説明)：日本酒の肴に合います。

好きな音楽・アーティスト：ビートルズ
 (理由・説明)：今でも色褪せず、新鮮なサウンドです。

好きな映画・本：浅見光彦シリーズ
 (理由・説明)：観察力・推察力が魅力です。

好きな動物：動物の赤ちゃん
 (理由・説明)：癒されます。
趣味：写真
 (理由・説明)：学生時代からレンズを通した思い出作りを続けています。
座右の銘・好きな言葉：継続は力なり
 (理由・説明)：わずかなことでも、続けて行えば成果となつてあらわれる。
 小さな努力も、続けてやれば成功する。

コメント
 税務署に44年勤務し、現在税理士です。行政書士として税務関係以外の知識を吸収し、顧客のニーズに少しでも答えたいと思います。



■ 羽田 隆行

甲府南支部
令和6年3月15日入会

▶事務所名
富士山行政書士事務所

- 好きな食べ物・飲物**：焼肉、ビール
(理由・説明)：とにかく肉とビールが大好きです。
- 好きな音楽・アーティスト**：ONE OK ROCK
(理由・説明)：歌詞のメッセージと激しい曲調が好きです。
- 好きな映画・本**：「スタンド・バイ・ミー」、「生き方」(稲盛和夫)
(理由・説明)：スタンド・バイ・ミーは、中学校ころと友達とみた映画ですが、当時の自分と重なり合う主人公たちの言動と心の葛藤に感銘を受けたからです。「生き方」は自分が社会人としての価値観を深く学べたからです。
- 好きな動物**：全般的に苦手です。
(理由・説明)：アレルギーがあるためです。

趣味：ボーイスカウト活動

(理由・説明)：小学校4年生から入隊し、現在もリーダーとして続けています。

自分自身の人格形成の上で大きな影響を受けた活動であり、受けたご恩を次世代へと引継ぎ活動を続けたいと考えております。

座右の銘・好きな言葉：「おもしろき こともなき世を おもしろく」

(理由・説明)：幕末志士、高杉晋作の辞世の句ですが、どんな世の中であろうとも自分自身が主体的に行動し、切り拓いて行きたいと考えているからです。

コメント

私は、もともと税理士ですので相続に関する業務を中心に行政書士の仕事を進めていきたいと考えております。税理士業務では、人がお亡くなりになられた後の仕事が増えておりましたが、人がお亡くなりになる前にできる争続を無くす業務を通じて地域社会に貢献できればと考えております。



■ 芦澤 大樹

甲府南支部
令和6年4月2日入会

▶事務所名
あしだい行政書士事務所

- 好きな食べ物・飲物**：野菜全般、お酒
(理由・説明)：野菜炒めやタンメンが特に好きです。
- 好きな音楽・アーティスト**：ミスターチルドレン、ケツメイシ
(理由・説明)：今はあまり聴かないですが昔は大好きでした。
- 好きな映画・本**：カリオストロの城、スラムダンク
(理由・説明)：昔はよく見ていました。
- 好きな動物**：ねこ
(理由・説明)：犬派でしたが今は2匹ねこ飼ってます。

趣味：スポーツ観戦

(理由・説明)：スポーツ全般好きですが特に野球が好きです。

座右の銘・好きな言葉：なるようになる

(理由・説明)：なるようになるけど変えることもできる。

コメント

建設業の許可関連の業務をやりたいと思っています。事務所名の由来としては、前職の自動車教習所ではあしざわだいきという名前から教習生からも「あしだい」と呼ばれていましたので、それにしようと思っていました。これからよろしくお願いいたします。



■ 高田 哲弥

甲府南支部
令和6年5月1日入会

▶事務所名
高田行政書士事務所

- 好きな食べ物・飲物**：かに料理
(理由・説明)：生まれが北海道です。夏はかにを食べ生ビールで乾杯です。
- 好きな音楽・アーティスト**：演歌歌謡曲
(理由・説明)：昭和のメロディーは美空ひばりが最高です。
- 好きな映画・本**：葉室麟の時代小説
(理由・説明)：時代物の割には男女の切ない物語り。
- 好きな動物**：犬
(理由・説明)：亡くなりましたが7年間よくなついて我子のようでした。

趣味：温泉巡り

(理由・説明)：長野の温泉はほとんど行きました。白骨温泉はアルプスをながめ最高のロケーションです。

座右の銘・好きな言葉：温故知新

(理由・説明)：昔からの知恵は今でも役に立ちます。

コメント

長年ハウスメーカーに在籍していたので住宅問題特に空家対策をメインに友人の宅建士と相談しながら行政書士として頑張っていく所存です。



■ 大崎 研太

峡東支部
令和6年5月1日入会

▶事務所名
おおさき行政書士事務所

好きな食べ物・飲物：K-FOOD

(理由・説明)：辛い物が好き！

好きな音楽・アーティスト：バンド系全般

(理由・説明)：昔バンドをやっていたから (Vo.)。

好きな映画・本：ホラー系

(理由・説明)：怖い物が好き！

好きな動物：猫

(理由・説明)：断然猫派！ でも最近はマイクロプタいいなって思ってる。

趣味：カラオケ

(理由・説明)：歌が上手いから (笑)

座右の銘・好きな言葉：やってみせ言ってみせて聞かせてさせてみて…後略 (山本五十六)

(理由・説明)：人を育てる時ならず、対人関係において指針としている言葉です。

コメント

自身でも法人の起業経験があるため、法人関係の設立や許認可申請、補助金等の活用など、新設法人や中小企業の支援をしていきたいと考えております。

工学部出身なのでIT分野についてもいろいろとご相談をお受けできます。気軽に何でも相談できる行政書士になれるよう頑張ります！



■ 内藤 好

甲府北支部
令和6年5月1日入会

▶事務所名
内藤このみ行政書士事務所

好きな食べ物・飲物：なんでも好きです

(理由・説明)：食べること、飲むことは大好きですが、特に好きなジャンルがありません。今は、6月につけた梅シロップの完成を楽しみにしています。

好きな音楽・アーティスト：ケツメイシ、King Gnu

(理由・説明)：日常生活で音楽を楽しむ習慣がありませんが、学生の頃よくドライブで聞いていたケツメイシと、家族が教えてくれた King Gnu はカッコいい楽曲が多くて耳に残っています。

好きな映画・本：戦国武将に関する児童書 (映画はほぼ見ません)

(理由・説明)：小学生の息子が戦国武将にはまり、つられて私もハマっています。

好きな動物：カバ

(理由・説明)：大きな体でゆったり泳ぐ姿を見ているのが好きです。

趣味：家族旅行

(理由・説明)：子供の趣味に付き合っ、博物館や城巡りをしています。

座右の銘・好きな言葉：健康が一番

(理由・説明)：とても欲張りであれもこれもやりたくない性分ですが、心も体も健やかに、何事も夢中になりすぎず適度に楽しむことを心がけていきたいと思っています。

コメント

会計事務所での業務経験を活かし、中小企業のトータルサポートをさせていただければと思っています。また、女性ならではの悩みにも寄り添い、身近な相談相手としてお役に立てたらと思っています。



■ 上田 純生

東部・富士五湖支部
令和6年5月1日入会

▶事務所名
行政書士上田純生事務所

好きな食べ物・飲物：和洋中なんでも、コーヒー、ゼロコーラ

(理由・説明)：美味しいものが大好きです、特に中華が。コーヒーは必ず豆で。

好きな音楽・アーティスト：ビートルズ、80s ロック、サザン

(理由・説明)：学生時代の思い出が詰まっています。

好きな映画・本：永遠のゼロ、愛と青春の旅立ち、インディジョーンズ

(理由・説明)：冒険もの、戦争ものが好きです。永遠のゼロは何度見ても泣けます。

好きな動物：ネコ

(理由・説明)：無表情なようで実は感情が豊か。飼いたいけど飼えません。

趣味：自転車・ギター・旅行

(理由・説明)：健康のため、ボケ防止のため、ストレスをリセットするため。

座右の銘・好きな言葉：「一念岩をも通す」「為せば成る」「開拓精神」

(理由・説明)：生涯現役、チャレンジャーでいたい、そして極めたいと思います。

コメント

前職での長い新規開拓営業、建築営業、宅建士の経験を生かして、地域社会に貢献し自身も更なる成長ができればと思います。あと何年仕事ができるかわかりませんが、できる限り、身の丈の応じた仕事をしたいと思っています。事務所名は平凡すぎです、、、



■ 雨宮 功

峡西南支部
令和6年6月1日入会

▶事務所名
雨宮功行政書士事務所

- 好きな食べ物・飲物**：蕎麦、寿司
(理由・説明)：最近では体の事を考え、脂っこいもの、甘いもの、酒類を控えめにしています。
- 好きな音楽・アーティスト**：コブクロ
(理由・説明)：歌詞の情景が目につかび、自分の経験と重なる部分が多い。
- 好きな映画・本**：ニューシネマパラダイス
(理由・説明)：感動のラストシーンでは涙が出ます。
- 好きな動物**：犬（ボーダーコリー）

(理由・説明)：15年間一緒に過ごした愛犬を思い出します。
趣味：登山、温泉、サウナ

(理由・説明)：カロリー消費、ストレス解消のため。(脂質異常改善の為)
昨年は日帰りで黒戸尾根(甲斐駒)に行ってきました。今年は日帰りで早月尾根(剣岳)に挑戦したいです。

座右の銘・好きな言葉：one for all, all for one
(理由・説明)：学生時代にラグビー経験あり、社会の全ての場面にあてはまる言葉では。

コメント

親の介護を経験し、また現職でのご高齢の方々との関わり合いの中で、高齢者、障害者又そのご家族の方々のお力になれるように、行政書士として日々精進し地域に貢献できたらと思います。



■ 雨宮知洋

峡東支部
令和6年6月1日入会

▶事務所名
行政書士雨宮知洋事務所

- 好きな食べ物・飲物**：津ぎょうざ、ファンタオレンジ
(理由・説明)：三重県津市のご当地グルメ。直径15センチの皮で作った揚げ餃子。皮がパリパリ。中の餡が肉汁ジュシーで美味しいです。フルーツ感があり、甘くて炭酸の効いた美味しい飲み物です。
- 好きな音楽・アーティスト**：いきものがかり
(理由・説明)：神奈川県出身の2人のグループ。ボーカル吉岡聖恵の歌声は勇気と感動を与えてくれます。
- 好きな映画・本**：B-1グランプリ in 豊川の軌跡と奇跡～18万都市に58万人イベントで何が起きたか？～、THE FIRST SLAM DUNK
(理由・説明)：平成25年に愛知県豊川市で開催されたご当地グルメでまちおこし祭典、B-1グランプリ in 豊川の大会計画からイベント終了までを綴った感動の1冊です。

湘北高校バスケット部がインターハイ2回戦で優勝常連校の山王高校と対戦。様々な思いがコートの中で激しくぶつかり合う、迫力満点の感動あるアニメ映画作品です。

好きな動物：ダンゴムシ
(理由・説明)：危険を感じるのと丸まって身を守るところが好きです。

趣味：テニス、スポーツ観戦、食べ歩き
(理由・説明)：テニスは社会人になってから始め、今は時々ですが、プレーしています。スポーツ観戦は、Jリーグ、なでしこリーグ、プロ野球を中心に現地観戦やテレビ観戦をしております。

食べ歩きは、ご当地グルメが大好きで、イベントや各地のお店に伺って食べています。
座右の銘・好きな言葉：急がば回れ
(理由・説明)：危険な近道よりも遠回りし、より確実に安全な方法を取った方が早く目標を達成できると思うからです。

コメント

公務員を退職し、行政書士の仲間に入らせていただきました。前職で得た経験と知識を生かし、多くの皆様のお役に立てるよう、日々精進してまいります。ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。



■ 杉山秀樹

甲府南支部
令和6年6月1日入会

▶事務所名
杉山行政書士事務所

- 好きな食べ物・飲物**：お酒
(理由・説明)：人と人とのコミュニケーションツールになりますし、ストレス解消にもなるので好きです。楽しく飲むお酒は大好きです。
- 好きな音楽・アーティスト**：全て
(理由・説明)：音楽はジャンル関係なく全て好きです。心に響くものはその時のシチュエーションで、その時々で変わるので。
- 好きな映画・本**：これも好きなものが多過ぎて列挙するのが難しいです。
(理由・説明)：その時の心の状態で心に響く物が違うので。

好きな動物：人間
(理由・説明)：これほど複雑で難解な生き物は他にいないですから、だからこそ面白くて愛おしいのかも。

趣味：お酒、音楽、本
(理由・説明)：音楽も本も才能がある方達が、時間をかけ、心血を注いで創り上げたもの、そんな大切なものを気軽に手に取りお酒を飲みながら楽しむ、そんな贅沢はないと思うから。

座右の銘・好きな言葉：継続は力なり
(理由・説明)：才能も知恵も無い自分の取柄は諦めの悪さなので、いつもこの言葉を胸に頑張ってきました。

コメント

行政書士試験合格までに培ってきた知識、更に各種資格等で得た知識を総動員して、相談に来て下さった方々に親身になって対応できるような、そんな行政書士になれると思っています。どうぞよろしくお願いいたします。



■ 田中 俊

甲府北支部
令和6年6月1日入会

▶事務所名
田中俊行政書士事務所

好きな食べ物・飲物：ラーメン、ワイン
(理由・説明)：ラーメンは週に4回ほど食べるほど大好きですが、将来の健康が心配です。
ワインは産地や品種によって味わいが異なり、食事と一緒に楽しむことができるので好きです。

好きな音楽・アーティスト：KEYTALK (バンド)、YOASOBI
(理由・説明)：熱狂的なファンではありませんが、時々ライブにも足を運びます。

好きな映画・本：『五体不満足』(乙武洋匡)
(理由・説明)：小学生の頃、読書感想文を書くために読んだのがきっかけで、障害に屈しない著者の姿が自分のロールモデルとなりました。

好きな動物：犬(トイプードル)
(理由・説明)：実家で2匹飼っています。

趣味：ゴルフ
(理由・説明)：若男女問わず真剣勝負ができるところが好きです。そこまで上手くありませんが、中学・高校と部活動でゴルフをしていました。

座右の銘・好きな言葉：「思い立ったが吉日」

コメント

父が自動車関係の自営業をしているため、自動車、運送関係の業務に興味があります。まずは幼い頃からお世話になっている周りの方、そして両親に恩返しをできるよう努力したいです。



■ 石山 正彦

甲府北支部
令和6年6月15日入会

▶事務所名
正行政書士事務所

好きな食べ物・飲物：椎茸以外なら、何でも良い。
好きな音楽・アーティスト：特にありません。
好きな映画・本：作家は神林長平です。SF小説家です。

好きな動物：特にありません。

趣味：読書

座右の銘・好きな言葉：特にありません。

コメント

前職の事務の経験を活かして、妻の事務所を手伝いたいと思います。

退会会員 (令和6年2月から) ※会報110号未掲載の方を含む

■ 三科 清 様 (甲府南支部)
令和5年11月23日付退会

■ 武藤藤次郎 様 (東部・富士五湖支部)
令和6年1月17日付退会

■ 田中敏彦 様 (甲府北支部)
令和6年3月31日付退会

■ 三井正己 様 (甲府南支部)
令和6年3月31日付退会

■ 小澤源七老 様 (甲府南支部)
令和6年3月31日付退会

■ 渡邊数雄 様 (東部・富士五湖支部)
令和6年3月31日付退会

■ 丸茂研治 様 (甲府北支部)
令和6年4月29日付退会

■ 鴨狩 毅 様 (峡西南支部)
令和6年5月31日付退会

■ 坂本雅史 様 (甲府北支部)
令和6年6月30日付退会

山梨県行政書士会の会員ページ更新のお知らせ

会員の皆様には、既にご連絡をしたとおりですが、2019年11月1日よりトップページからのリンクが以下のURLに切り替わっております。

<https://www.y-gyosei.or.jp/member/>

この変更に伴い、従前に発行した会員ページへログインする為のパスワードは利用できなくなりました。

新しいパスワードは既にお知らせをしてありますが、不明な場合には事務局までお問い合わせいただきますよう、お願いいたします。

また、新しい会員ページには各種の情報を盛り込んでいきたいと考えておりますので、掲載のご希望がございましたら、事務局までご一報ください。



編集後記



会報第110号を作ったのも今は昔、あっという間に第111号(夏号)の時期がやって来ました。あるときは、夏の暑さにも負けず取材に出かけ、またあるときは、空調のきいた部屋で額に汗をにじませながら記事を書き、冷や汗をかきながら校正し、紙面の編集を行ってきました。広報部としては、本会報の紙面を通して、有益な情報を提供するとともに、皆様方の業務のお役に立てればと存じます。今後ともご理解、ご協力をお願いいたします。

さて、右の写真は北杜市の「精進ヶ滝」ですが、いかにも涼しげで夏を感じます。滝の語源をたどってみると、「垂水(垂れ落ちる水)」が由来という説があります。水が落ちる、ただそれだけのことですが、その流れ落ちる様子は白糸や布、竜やとてんにまで例えられており、多くの人々を魅了しているのは不思議なものですね。人間の力では成しえない、自然のダイナミズムを感じます。

この夏も例年以上の酷暑になりそうですが、私も先人にあやかって暑い盛りには、とてんに喉にすべり落として、夏をやり過ごしたいと思います。
(広報部 北山 溪)



撮影者：クライム行政書士事務所 早田 敏
撮影場所：山梨県北杜市「精進ヶ滝」

山梨県行政書士会会報 第111号

発行日 令和6年8月1日
発行所 **山梨県行政書士会**
〒400-0031 甲府市丸の内三丁目27番5号
山梨県行政書士会館
TEL 055-237-2601
FAX 055-235-6837
発行者 有賀 一雄
編集者 小林 洋晃
印刷所 (有)平和プリント社
TEL 055-224-3315

行政書士事務所の経営安定をバックアップする

日本行政書士会連合会

行政書士 賠償責任補償制度

「行政書士は、依頼者を保護するために、職務上の責任について賠償責任保険に加入するように努める。」

*日本行政書士会連合会「職務基本規則」第2章第48条(賠償保険)より

WEB申込
おすすめ!

お申込方法

申込みは
インターネットで **簡単6ステップ**

お申込み期間
インターネット申込締切: 毎月末日
※2025年8月1日加入は、2025年7月18日締切となります。
郵便払込票申込締切: 毎月20日(祝休日の場合は前営業日)
どちらのお申込みも、翌月1日補償開始です。

お手続きの流れ ※お客様画面の一連の流れの概要は以下の通りです。(主な画面をピックアップしております。)
※保険内容の詳細については、実際の画面にてご確認ください。



全行団サイトURL ▶ <https://reg.zengyodan.co.jp>

STEP ①

お申込みサイトへアクセス
全行団サイトorQRコードからアクセス
してください。



STEP ②

新規/更新の選択
新規:新規契約をご選択ください。
更新:更新契約を選択後、被保険者番号および
行政書士登録番号をご入力ください。
(前年度の契約情報を引込みます。)



STEP ③

プラン選択・お客様情報の入力
ご希望のプランを選択いただき、お客様
情報をご入力ください。



STEP ④

メールアドレス認証
ご登録メールアドレスに届いた4桁のパス
ワードをご入力ください。



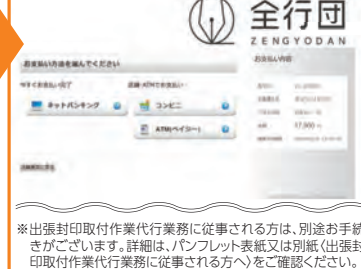
STEP ⑤

お申込み内容の確認
お申込み内容をご確認のうえ、お申込み
を完了してください。なお、お申込み完
了後の変更はできません。



STEP ⑥

保険料の振込
ご登録メールアドレスに決済方法をご案内
いたします。内容をご確認いただき、支払
期日までに保険料をお振込みください。



〈取扱代理店〉

株式会社 全行団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4丁目1番28号
虎ノ門タワースオフィス10階
TEL.03(6450)1622 FAX.03(6450)1623
E-mail:shop@zengyodan.co.jp
URL:https://www.zengyodan.co.jp

〈引受保険会社〉

[幹事会社]
東京海上日動火災保険株式会社

担当課:広域法人部法人第二課
〒102-0075 東京都千代田区三番町6-4
TEL.03(3515)4153 FAX.03(3515)4154

[非幹事会社]
損害保険ジャパン株式会社